

報道関係者各位

令和7年8月25日

舞鶴都市計画の指定に伴う手続きについて

舞鶴都市計画の指定について、皆様からご意見を伺うため、案の縦覧を行います。

都市計画案の縦覧・意見書の提出

①内容

- 舞鶴都市計画 特定用途誘導地区（伊佐津地区）の指定
- 舞鶴都市計画 伝統的建造物群保存地区（吉原地区）の指定

②縦覧・意見書提出期間

令和7年9月30日（火）～令和7年10月14日（火）
（意見書の提出は令和7年10月14日（火）必着）

③案の縦覧場所

舞鶴市都市計画課、西支所、加佐分室、中公民館、南公民館
（意見書の提出は舞鶴市都市計画課）

④意見書の提出ができる方

- 舞鶴市内に住所のある方
- 案に利害関係のある方



SDGs未来都市

舞鶴市 都市計画課（担当：上羽、山下）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
[TEL:0773-66-1024](tel:0773-66-1024)、[FAX：0773-62-9891](tel:0773-62-9891)
E-mail:tokei@city.maizuru.lg.jp